

議員活動のコンプライアンスと 政務活動費

～政務活動費適正使用のポイント～

地方自治研究機構実務講習会
令和3年1月22日(金)

(※)本資料では「判例から学ぶ政務活動費の実務」(ぎょうせい)を「実務」と略記しています。

政務活動費とは

□ 地方自治法

(調査権、～等)

※平成12年改正で政務調査費制度創設/平成24年改正で政務活動費に移行

第100条

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

使途基準

□ 全国都道府県議会議長会条例(例)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等(都道府)県政の課題及び(都道府)県民の意思を把握し、(都道府)県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

※「使途基準」とは何か？

→(法文上は条例別表に定められた事項であるが、抽象的なため、判例は次の判断基準を使用)

「その行為・活動(経費)の客観的な目的・性質に照らし、議員の議会活動の基礎となる政務活動との間に合理的関連性を有すると認められる行為・活動(経費の)類型」

☆どういう意味か？

I 「客観的な」→「(議員の主観や会派の視点ではなく)県民(裁判所)が公平な視点で見た」

cf.「議員の活動は全て選挙活動である」との暴論

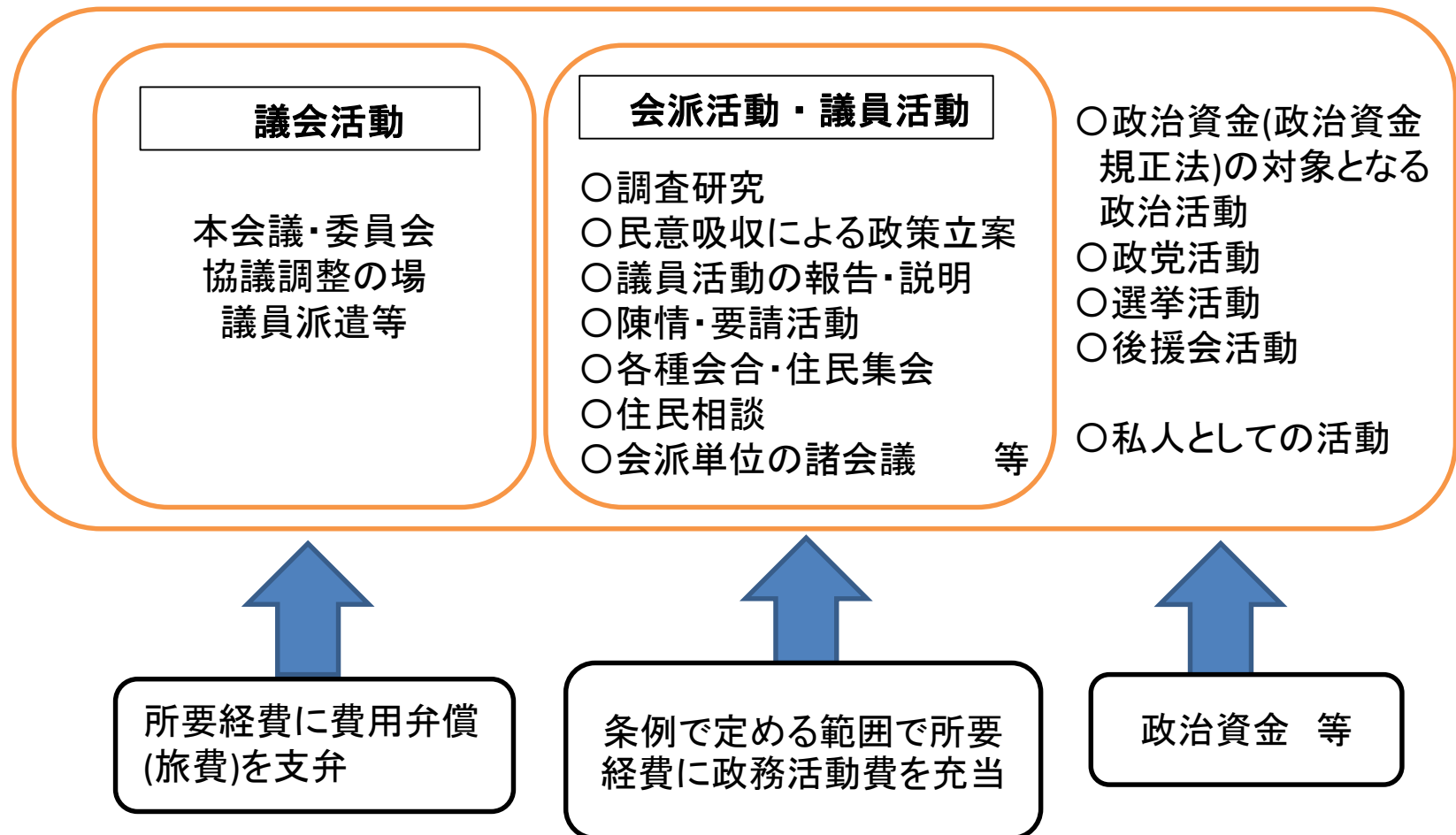
II 議会活動の基礎となる政務活動→その「政務活動が」議会活動に資する(有益な)ものである必要
※現に役立っている、あるいはその内容や議会活動の状況から今後役立つ可能性があること等の理解・推認が得られること。

III (充当対象の行為・活動経費が)「政務活動との間に合理的関連性を有する」と認められること
→その充当対象経費が政務活動として実施(遂行)する行為・活動に必要と認められる必要

(判断基準の適用例)

その広報・広聴活動(広報誌の発行)の客観的な目的・性質に照らし、その広報誌の発行が議員の議会活動(質問、政策提言等)に資する(有益である)といえる場合であって、充当対象経費(印刷代の全て)が政務活動としての広報誌の発行に必要(有益)と認められるときは、その印刷代に対し全額充当できるが、広報誌に政務活動とは合理的関連性がない(政務活動としては必要がない)部分を含むときは、その部分には充当できない。

議員の活動は多彩だが、各活動の範囲の明確化(の意識)が必要。



《政務活動と峻別すべき政治活動、政党活動、選挙活動及び後援会活動と私的活動(政務活動費の対象とはならないもの)》

○政治活動とは、

「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接・間接の一切の行為」を指す。

→「政務活動」も広義では政治活動であるが、政党活動、選挙活動、後援会活動その他の政務活動に該当しない政治活動とは峻別しなければならない(これらは政治資金又は自己資金を充当すべき)。

→もちろん、私的活動(私人としての活動)も政務活動とは峻別しなければならない。

I 政党活動→政党の維持・運営、党勢拡大、党の政策の普及・宣伝等の政治活動

【政党活動への支出となるもの(例)】

- ◆政党支部(県連)等の活動費
- ◆政党構成員として招待された式典、会合への出席経費
- ◆政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の作成、発送等の経費
- ◆政党支部等の事務所の設置、維持、運営費(人件費を含む。)
- ◆党大会の参加費、賛助金、参加旅費、党役員会出席経費等
- ◆政党役員、職員等に対する報酬、給与、各種手当等その他政党が負担すべき経

Ⅱ 選挙活動 → cf. 選挙運動

- ※ 政治活動の自由は憲法で保障されているが、選挙運動及び一定の政治活動は、公職選挙法で制限されている。
- ※ 選挙運動とみなされない立候補の準備行為、選挙運動の準備等の**選挙活動**は選挙前でもできるが、その経費に政務活動費は充当できない。

【選挙活動への支出となるもの(例)】

- ◆国会議員選挙、地方首長・議員選挙に当たっての各種団体への支援依頼等、選挙ビラ作成その他の選挙(準備)活動の経費
- ◆公認推薦料、陣中見舞い等、選挙支援活動の経費

Ⅲ 後援会活動→後援会の維持・運営、会員の募集・獲得等の政治活動

【後援会活動への支出となるもの(例)】

- ◆後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の作成、発送等の経費
- ◆後援会活動としての報告会、〇〇〇の集い等の開催経費

Ⅳ 私的活動→個人(私人)の立場で行う団体活動、社交、私生活等に関する活動

- ◆団体役員や経営者としての資格等、議会活動を離れた議員の個人的な資格、(社会的)地位により招待された式典、会合への出席経費
- ◆慶弔費(香典、祝金、見舞い等)、餞別、寸志、中元、歳暮等の社交費、慶弔電報、年賀状、時候の挨拶状の購入、印刷代等
- ◆冠婚葬祭等の出席経費
- ◆宗教活動(祭祀、祭礼への参加を含む。)に関する経費
- ◆観光又は私的用務の旅行、レクリエーション、娯楽、親睦会参加等に要する経費
- ◆議員が他の団体(農協、商工会議所、青年会議所、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合に、役職者の資格(立場)で、当該団体の理事会、役員会、総会等に出席する際の経費

☆(法令又は)社会通念上、政務活動費の対象とするのが適切でないもの

- ◆飲食・会食を主目的とする各種会合に関する経費
- ◆バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に係る経費
- ◆公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に係る経費

→(例)公職選挙法第199条の2の「寄付」に該当する経費(「お茶及びお茶受け」の程度を超える飲食の提供など)

☆使途基準と議会内規(事務処理要領、要綱、運用基準、マニュアル、手引き等)の違い

→裁判所を拘束するか、しないか。

⇒実務P160～P163

《按分の基本的考え方》～政務活動費の対象とならない(適しない)経費を含む場合～

- 議員の多彩な(広範かつ多岐にわたる)諸活動の「混在」と「多面性」とは？
→議員活動と政治活動は重なり合っている？ ⇒実務P205～。特にP209～
- 広報活動における按分
→広報誌(紙)、報告書、ホームページでは、政務活動情報とそれ以外の情報の面積比率による按分が基本→どのような情報を除外するか。⇒実務P286～
- 「兼用(兼務)」と「専用(専従)」 ⇒実務P206、207等
 - * 政務活動以外の活動を行っている兼用事務所の事務所費及び事務費
 - * 政務活動以外の業務にも従事する兼務補助職員の人件費→按分を要する。
→では、政務活動専用事務所又は政務活動専従職員と認められるのはどんな場合か？
- 定額制の経費の按分 ⇒実務P213～
 - * 定額のホームページ更新料
 - * 新聞購読料
- 会派活動の按分 ⇒実務P215～
→会派控室で行われている活動は、政務活動に限られるのか？
 - * 会派補助員の人件費、事務費等
- Q 議会や会派が独自に設定した按分率→裁判所は認めてくれるか？
⇒実務P222～224

会派活動と議員活動

○「会派」は、判例でどのように定義されているか？

→議会の内部において議員により組織され、同一の政治的信条に基づく各種施策の実現に向けて統一
的な活動を行っていくための自主的団体であって、その構成員に変更が生じたとしても団体としての会派
は存続することから、法的には、権利能力なき社団としての性格を有するものと解される。

○「会派」と「政党」の関係

→会派の定義中の「同一の政治的信条に基づく～」がポイント。例えば、政党機関誌の購読料への政務
活動費の充当(政党活動だから違法と主張される。)の根拠になる。

○政務活動費は、会派又は議員の一方に交付される場合と双方に交付される場合がある。

Q1 会派に交付された政務活動費を議員が行う政務活動に充当するとき、使途基準にいう「会派が行う～
(政務活動)」に該当するために必要な要件は何か？

→会派が定める内部手続に即して代表者(会長等)が承認していればよい。事後承認や包括承認でも可。
⇒実務P169～

Q2 会派の広報活動と議員の広報活動の関係

(1) 議員に交付された政務活動費を会派作成広報誌の送付費用に充当できるか？

→「会派に所属する議員は会派を通じて議会活動を行うものであり、会派を離れて活動を行うことは困難である」から、議
員の広報活動には会派の広報活動の内容も含まれる(充当可)とした判例⇒実務P170

(2) 会派発行の広報誌の記事のうち所属議員個人の広報に該当する部分は違法(按分除外すべき)か？

→「会派に所属する議員の活動につき、議員個人としての活動と会派活動を厳密に区別することは困難であり、会派とし
ての広報活動が同時にその会派に所属する議員の広報活動にも当たることは避けられない」とした判例 ⇒ 実務P279～

政務活動費の経費区分(例)対比表

区分(項目)	本資料の区分(項目)	区分(項目)
研究研修費	調査研究費	調査委託費
調査旅費	研修費	管外調査費
広報費	広聴広報費	広報費
広聴・住民相談費	要請陳情活動費	(情報収集)広聴費
要請陳情活動費	会議費	要請・陳情活動費
会議費	資料作成費	会議研修費
資料作成・資料購入費	資料購入費	資料購入費
事務所費	事務所費	交通費
通信運搬費 ・備品消耗品費 (運営事務費)	事務費	人件費
補助員等雇用費	人件費	その他の経費

調査研究費

会派(議員)が行う当該自治体の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費

【主な使途】 調査旅費(交通費、宿泊費等)、委託費、文書通信費、資料印刷費、分担金等

【留意点】

- ①「委託」には外部の専門的な団体、機関、有識者等への委託と会派所属議員に対する委託が含まれる。
→外部委託は、委託理由(必要性)と委託先選定理由の説明が求められる。一方、会派から所属議員への委託は、「議員が主体的に行う会派の活動に有益な活動に対する支援」として認められている。
- ②会派(議員)が雇用する職員が会派(議員)の補助者として調査研究活動を行う場合の経費も対象となる。
→雇用契約書に「〇〇～等に関する調査研究活動の補助業務」に従事する旨を明記しておく。
- ③「地方財政等」の「等」には国政も含まれるが、当該自治体の行政とどう関連するかの説明が必要。
- ④「分担金」(負担金等の名称でも同じ)は、他団体と共同で実施する場合を想定。
→実施要領や協定等で、分担の内容、割合等の根拠を明確にしておく。
- ⑤各種団体の「会費」は、会員となることによって一般的な手段では得られない情報や知見・経験(議会活動に資するもの)を継続的に得られる場合に充当できる。→個人の資格で会費負担すべきと批判されやすい。
- ⑥上記使途のほか、「会場借上料、講師謝礼、食糧費、消耗品費、出席負担金等」も例示する議会があるが、(一般的に必要と想定される経費ではなく、合理性や他の経費との混同が疑われるため)条例に規定すれば当然に充当できるというわけではない。個別に必要性、有益性、関連性の説明が必要となる。

【事例と考え方】(視察関係)

□ 視察先、方法等の選択

(視察の目的や視察先は、所属自治体の行政課題に限定されるか?)

→政治活動の自由による裁量が認められている。現在発生している課題でないからといって当該自治体の行政課題と関連性がないとはいえない。
⇒実務P245～

□ 多人数による視察 ⇒実務P246

→活動の成果を参加者全員で共有する必要性があれば可。多人数というだけで合理的関連性がなくなるわけではない。

□ 視察の違法性・適法性評価の判断要素 ⇒実務P248～250及びP253

- ①視察目的と議会活動、行政課題との関連性
- ②行程、内容が視察目的と整合しているか?
- ③一般的な観光名所が含まれているか(含まれていればマイナス)
- ④旅費の額(高額になるほどマイナス)
- ⑤人数(多いほどマイナス)
- ⑥報告書の有無(あればプラス)
- ⑦質問等の議会活動に反映しているか(質問等に明確に反映させていればプラス)

□ キャンセル料

(例)政務活動による視察調査を予定していたが、視察先又は議員(会派)所属自治体の新型コロナウイルス感染症の発生増加により、視察先から中止要請があった場合、予約していた交通機関、宿泊先等のキャンセル料に政務活動費を充当できるか? →キャンセル料に充当できる場合⇒実務P237。

※明確な理由があること(単なる自己都合は不可) + その理由が不可抗力又は政務活動より優先することがやむを得ないと認められること。

(参考)

□ 公費による行政視察(議員派遣)と政務活動の視察調査を連続して行う場合の公費と政務活動費の充当方法

→公務が優先(公務を本務として、途中合流したり、途中離団するケースとして考える。)

《原則》 政務活動を含めた行程の交通費が公務から支給される交通費を上回った場合は、その差額に政務活動費を充当できる。

※領収書は実際の行程のものを添付。政務活動費の説明欄に充当額の説明として、領収書の合計額から公費支給額を控除した額を充当している旨を記載する。

□ 政務活動とその他の活動(政党活動、プライベート等)を連続して行う場合は、政務活動を本務として、これに途中合流したり、途中離団するケースとして考える。

→政務活動だけのために用務地と往復する経費を上限として充当できる。

→政務活動の用務地とその他の活動の用務地を往来するための経費には充当できない。

※ 特に政務活動の途上でプライベート用務を行う場合は、当該政務活動自体がプライベート用務のために行うものであると誤解されないよう、意識して行動する必要がある!!

研修費

- 1 会派(議員)が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費
- 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派が雇用する職員の参加に要する経費

【主な使途】 会場費、機材借上費、謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費、分担金等

【留意点】

- ①「調査研究」と「研修」の違い。→調査研究は目的・テーマを議員(会派)が設定し、研修は主催者が設定する点異なる。 Cf. 「研究研修費」
→幅広い政策課題に関する気づきや啓発を受けることを期待して参加する場合は「研修」。
→関心のあるテーマの講演、研修会等の受講は、調査研究費と研修費いずれも可。
- ②研修会の翌日に現地視察がある場合は、調査研究費よりも本経費が適している(視察が主目的ではなく、研修の一環であるため)といえるが、その視察により得られる情報が主目的で研修会に参加する場合は、調査研究費で整理してもよい。
- ③講師に指定された参考図書、資料等の購入費も対象となる。
- ④「食糧費」を例示する議会もあるが、慎重な対応が望ましい。
→参加者の茶菓代は？ 講師との打ち合わせを兼ねた会食代は？
- ⑤雇用職員については、会派又は議員の政務活動を補助するための知識経験を得る目的で参加する場合に限り充当できる(職員の個人的な資質向上目的は不可)。 Cf. 議員本人の資質向上目的は？

【事例と考え方】

□ 防災士養成講座等、受講に伴い資格を取得できる講座の受講料に政務活動費を充当できるか？

⇒実務P272

□ 大学院等の学費に政務活動費を充当できるか？

⇒実務P272

□ 他団体との共同研修への参加経費の取り扱い

⇒実務P273

広聴広報費

会派(議員)が行う当該自治体の行政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費

- ・政務活動、議会活動又は当該自治体行政について住民に報告するために要する経費
- ・政務活動、議会活動又は当該自治体行政に関する住民の要望又は意見の聴取、住民相談等を行うために要する経費

【主な使途】 広報誌(紙)、報告書等印刷費、HP管理(制作)費、会場借上費、機材借上費、委託費、文書通信費、交通費

【留意点】

- ①「広聴」とは、幅広く地域住民等から意見を聴取することを想定した用語。意見を聞くために、まず行政に関する報告・説明が行われることも多く、双方向の活動である。
- ②「政策等」の「等」には、当該自治体の行政との関わり(住民の関心事であること)を説明できる場合には、国政に関する事項も含まれる。
- ③広聴活動における食糧費(茶菓代)の支出は、(相手方、内容・程度等)特に慎重な対応が必要である。
- ④県政(市政)報告会に講師を呼ぶ場合は、講演内容と報告内容の合理的関連性や必要性、謝礼の額が報告会の趣旨に反しないこと等、慎重な対応が必要である。
- ⑤画像、動画、音声等による広報活動やSNSを活用した広報活動は、自己宣伝と見なされたり、本経費の趣旨を逸脱するおそれが高いことから、内容等、慎重な対応(配慮)が必要。

※広報誌(紙)の配布については、公職選挙法に抵触しないよう留意。

事例と考え方(広聴活動)

□ 就職相談など、個人的事項についての相談も「住民相談」の対象にできるか？

→(判例)「議員は、市政相談によって、実社会で生起している種々の問題を適時、的確に把握し、その問題解決に向けた政策提案へとつなげ得るものであるし、市政相談は、各議員が着目する個別政策課題についての幅広い調査・情報収集の機会としての意味を有する。」

「相談者の中に個人的な事項の相談に訪れる者が含まれるとしても、そのような問題が社会的な問題点を内包し、当該相談によってその問題点の把握につながることもあり得る。また、仮に社会的な問題点を内包しない相談が行われたとしても、市民からの相談を受け付ける以上、そのような事態は当然に生じうるものであるから、そのことによって政務活動としての市民相談の意義が失われることはない。」

(以上 平成26年3月26日大阪地裁判決)

□ 政務活動費を充当して作成する広報誌に有料広告を掲載してよいか？

□ SNSの広告料に政務活動費を充当できるか？

→議員の広告(政策提言等の主張)を有料で他人のSNSに掲載し、その広告料に政務活動費を充当できるか？
Cf. 会派による新聞への意見広告掲載(⇒実務p277)との比較

Q 個人で有料SNSにより政策提言を行うことの意義(読者の範囲から見た効果？)、必要性？

→議員のSNSに有料広告を掲載している場合に、SNS作成費全額に政務活動費を充当できるか？

Q 作成費(委託)が必要か？ クリック数を稼ぐため(収入が主目的)ではないか？

広告収入を控除すれば良いのか？

※いずれにしても、自己宣伝目的や政務活動との関連性(必要性)がないとの批判が予想され、SNSで政策を伝え、住民の意見反応(「いいね」の数)を政策決定に活かすという手法が日本で定着しているか疑問であることに留意

【事例と考え方】(広報活動)

- 議員個人発行の広報誌について、写真掲載、記事の内容など、どのような点に留意すべきか？
また、会派発行の広報誌について留意すべき点は何か？
(例 埼玉県議会は、運用指針で会派が発行したものに限定)
⇒実務p279

- 広報誌(紙)で問題とされるのは、一般に、顔写真の掲載、議員のプロフィールの記載、選挙活動、政党活動、国政等に関する情報、後援会会員向けの情報、私的活動その他広報との関連性が不明な情報等である。 ⇒実務p281～286 (次頁)

- 改選前の時期の県政(市政)報告書については、どのような配慮が必要か？ ⇒実務p290
→選挙前か否かの発行時期よりも、内容で判断されている。

※ただし、**選挙直前の議会終了後、選挙終了までの期間の県政報告関係経費**(企画、印刷、郵送等の経費)、調査委託経費等は、住民の疑惑を招きやすいため、慎重な対応と説明の準備が必要。

なお、直前の議会よりも前の時期であれば、その議会での活動に反映させることが可能であるとの理由、また、普段からその時期に行い、普段と同程度の内容であれば、慣例的に実施との理由で納得が得られやすいと思われる。

※さらに、公職選挙法で規制された選挙の事前運動とみなされない配慮は不可欠。ポイントは、普段の広報活動と、時期、分量が同等であるか否か。

広報誌の留意点(記事と按分率) ⇒実務p281～288

I 選挙に関する記事

- ☐各種選挙結果 ☐事務所開き
- ☐議長就任(報告、あいさつ等)

II 政党活動に関する記事

- ☐政党の政策(内容次第)
- ☐政党の広報

III 国政に関する記事

- ☐集団的自衛権 ☐憲法改正
- ☐憲法の人権規定等

IV 後援会に関する記事

- ☐後援会長あいさつ ☐新春懇親会
- ☐後援会員募集、後援会HPへのリンク

V 私的活動に関する記事

- ☐ボランティア活動報告
- ☐料理レシピの紹介
- ☐議員や関係者のエッセイ
- ☐地元学校スポーツの活躍
- ☐学校、保育園等の行事
- ☐地域行事
～伝統行事、コミュニティ活動

広報誌の留意点(写真)

※写真は、分かりやすく政務活動の状況を伝える優れた手段です。しかし、下のような写真は自己宣伝とみなされています。

政務活動の内容の説明のない写真
(本文の政務活動の報告内容と関連があれば対象にできます。)

様々な会合、式典など、参加経費に政務活動費を充当できないものに出席した際の写真

首相や知事とのツーショット(要請事項等具体の政務活動の説明があり、他の要請者も映っていれば充当可だと思います。)

運動会、入学・卒業式や老人会その他の地域行事だけの写真

※フォトアルバム風のものにならないよう、政務活動の内容が伝わる写真を選んでください!!

選挙活動風景、選挙結果の報告等の「選挙」のイメージを持つ写真、政党活動の写真

(2面)

市政報告書

〇〇議員



(1面)



大きすぎる議員の氏名

大きすぎる写真(一面の半分を超えるもの等)

※議員の写真とプロフィールを合わせて一面の半分以下に留めることをお勧めします。

調査研究費又は研修費における「会費」の考え方(まとめ) ⇒実務p260～269

I 団体の会費(年会費、月会費等)

- (1) 議員がその団体に所属することが議会活動の基礎となる政務活動を目的としたものであり、その活動内容と議会活動の関連性がある場合は、充当できる。
 - 青年会議所については判例が分かれる。
 - 公益的活動を行う団体について、動物愛護財団の年会費、被害者サポートセンター(NPO)の年会費は適法とされ、情報誌入手を目的として入会した国際交流協会の年会費は違法とされた判例がある。
 - 倫理法人会、隊友会、警友会、将棋連盟、日中友好協会、〇〇川の環境を守る会、〇〇山岳会
- (2) 政党(支部、支部連合会等を含む。)自体の活動に伴う党費、党大会賛助金等には充当できない。
宗教団体の会費にも充当できない。
- (3) 専ら議員の立場を離れた個人的資格において参加すべき団体の会費には充当すべきでない。
【例】 町内会費、公民館費、壮年会費、老人クラブ費、PTA会費、婦人会費、同窓会費、スポーツクラブ会費、商工会費、ライオンズクラブ会費、ロータリークラブ会費等

II 議員の地位に伴う会費

- (1) 議会内の親睦団体(野球部、ゴルフ部等)の会費には充当できない。
- (2) 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)にも充当できない。
- (3) 議員連盟の会費は、その議連及び議員の活動内容による。

III イベント、会合、式典等の会費(参加費)

次のような会合等の経費には充当すべきでない。

- (1) 飲食・会食を主目的とする会合の会費
- (2) 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動に関する会合への出席に要する経費
- (3) 〇〇祝賀会、〇〇の集い等、「調査研究」や「広聴広報」に関わる内容のない会合参加費

要請陳情等活動費

会派(議員)が行う要請陳情活動(又は住民相談等の活動)に要する経費

【主な使途】 旅費(交通費、宿泊費等)、資料印刷費、文書通信費

【留意点】

①「要請陳情活動」は、地域の行政課題に関する予算獲得や事業推進その他の地域課題解決に向けた中央省庁、国会議員、都道府県、都道府県議会議員等に対する要請、要望、提案、陳情等の活動を想定。

②「住民相談」又は「住民相談会」に要する経費は、都道府県では本経費及び「会議費」の内容とされていることが多く(さらに「広聴広報費」でも挙げられている。)、市議会では、本経費の内容とはされず、「広聴費」の内容とされていることが多い。

→本経費の内容に「住民相談活動」も含めている場合は、住民から個別に地域の行政課題に関する相談、陳情等を受ける活動を想定。

※「住民相談等」の「等」には要請陳情活動の前提となる意見交換など住民の意思を把握する活動を含むと説明されている。→意見交換を含む場合、政務調査費では広聴広報費で区分されていた。

→予め日時・場所等を指定して開催し、特定の要請陳情だけではなく、様々な相談が持ち込まれる「住民相談会」は、「会議費」又は「広聴費(広聴広報費)」の方が実情に即している。

【事例と考え方】

- 会派が政党(支部等)と合同で要請陳情活動を行う場合は、どのように充当すればよいか。そもそも経費はどう分担すべきか。

→災害陳情など、緊急時の陳情は、会派と政党支部の合同で行われることがある。

※参加される議員の立場(肩書)を明確に。陳情書も連名で。

→あいまいな形で実施すると、全経費の2分の1按分になるし、場合によっては、会派と政党との独立性に疑いがもたれ、他の経費の按分率にも影響するおそれ。

→陳情の実施要領を作成し、政党からの参加者と会派からの参加者を色分け。

それぞれが所要額を負担(会派は政務活動費で)。

バス代など、共通経費があれば、その負担割合も明記しておくことが望ましい。

会議費

- 1 会派(議員)が行う各種会議、住民相談会等に要する経費
- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加(議員の参加)に要する経費

【主な使途】 会場費、機材借上費、講師等謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費、分担金、会議参加費(出席者負担金)

【留意点】

- ①会派が行う「各種会議」には、会派として議会活動を行うために、会派の政策に関する立案、議論・検討等を行う政策審議会や勉強会等とともに、会派として統一行動をとり、団体としての会派を維持・運営していくための会議(会派運営の方針、会派の役員、組織、財政、庶務等に関する意思決定、意見交換、情報交換等を行う会派総会、役員会等)も含まれると解する。
- ②「団体等」の「等」には企業、学校、個人も含まれる。
- ③「団体等が開催する各種会議への参加」には、議員として案内があった公共性のある内容の式典、会合等への参加(出席)も、政務活動との合理的関連性(必要性)があれば、対象となる場合がある。
- ④「分担金」は、団体等と共催する場合に会派(議員)が分担して負担する経費である。

【事例と考え方】

□ 飲食・飲酒を伴う会合に参加した際の飲食費や交通費(タクシー代、運転代行代)に政務活動費を充当できるか。

⇒実務P304

□ 議員が参加した研修会や職員との勉強会に引き続き、飲食を伴う意見交換会を行った場合、その経費に政務活動費を充当できるか。

⇒実務P300

資料作成費

会派(議員)が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

【主な使途】 印刷・製本代、委託費、原稿料、翻訳(反訳)料、

【留意点】

- ①資料作成を外部に委託することは可能。
- ②調査研究、研修、広聴広報、要請陳情及び会議に伴い必要な資料の作成経費は、それぞれの経費で計上した方が活動内容の説明として適切。本経費に計上するものは、これらの特定の目的を有しない、あるいはこれらの目的に広く利用できる一般的又は基礎的な資料が想定される。
なお、政務活動以外の目的にも利用できる汎用性のある資料の場合、按分を要する。
- ③資料を作成するために利用するデータベースの利用料にも充当できる。ただし、政務活動以外の目的でも利用できる汎用性のあるデータの場合は、按分を要する。
- ④政務活動費を充当して作成した資料は、可能な限り保存しておくことが望ましい。

【事例と考え方】

- 多目的利用が推定される写真撮影・現像費
→ 広聴広報活動に伴い写真を撮影・現像する場合との比較

資料購入費

会派(議員)が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

【主な使途】 書籍購入代、新聞雑購読料、有料データベース利用料

【留意点】

- ①「図書、資料等」の「等」には、電子書籍、新聞電子版などの電子データを含み、「購入、利用等」の「等」には、会員制のオンラインサービスの会員として情報提供を受けるための会費(年会費、月会費等)などを含む。
- ②一般新聞の購読費については全額充当を認める判例が多い。
→「一般新聞の閲読は、一般教養の取得に資する面があり、議員にふさわしい教養を身に着けておくことや、日々変化する政治、経済及び社会の情勢について最新の情報を取得しておくことは、県民の声を県政に反映させるための前提として必要な活動であり、調査研究に有益である。」
- ③議員の所属政党発行の機関紙、広報誌等については、全額充当を認める判例と2分の1で按分すべきとする判例がある。会派と政党との関係や政党の支援活動との側面に関する評価の違いによる。

【事例と考え方】

□ 雑誌の年間購読料の取り扱い。⇒実務p314

Q1 購読期間(例 支払い月が9月)が年度をまたぐ場合の処理方法は？

→支払い月以降の分と推定するのが合理的

→9月から3月分までが充当可。4月から8月までの分は、翌年度で充当。

→領収書写しと支払い証明

Q2 購読期間(4月から3月まで)と議員の任期(5月以降、新任期)の関係の処理方法？

→4月分と5月から翌年3月までの分に分けて充当。

□ 週刊誌や月刊誌の購読費用に政務活動費を充当できるか。

⇒実務P311～

□ 住宅地図や書籍を複数冊購入し、政務活動費を充当できるか。

⇒実務P315、317

□ 年鑑、辞書等の汎用性のある書籍の代金への政務活動費の充当方法

⇒実務P316

事務所費

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

【主な使途】 事務所(事務所用駐車場を含む。)の賃貸料、管理運営費(管理費、光熱水費等)

【留意点】

- ①政務活動を行う事務所の経費が対象。その事務所で政務活動以外の活動も行っている場合は、賃借料、光熱水費等を活動実態(使用時間等)、使用面積、使用人数などによって適正に按分することが必要。
→専用事務所と認められる要素は何か？
- ②自己所有物件を事務所とする場合は、特別の費用が発生しないので、設置管理運営費には充当できない。
また、当然、事務所の購入費や建築工事費にも充当できない。
- ③次の経費は、合理的な必要性が説明できないため充当すべきではない。
→事務所の改造、修繕、環境整備等の経費(退去時の修繕費、清掃費を含む。)
→事務所に掲示する絵画等の美術品、装飾品その他政務活動に直接必要としない又は使用目的に照らし必要な機能を超えた備品等の設置、購入、リース代。
- ④親族所有及び議員の関連会社所有の物件については、慎重な対応が必要。
- ⑤借主(名義人)が誰であるかは重要。契約書を作成・保存し、権利関係を明確に説明できることが不可欠。

【事例と考え方】

- 兼用事務所の按分率の考え方 ⇒実務p323～
使用実績、使用面積、使用目的の数？

- 事務所の一部を倉庫等、政務活動とは関連がないと思われる用途で使用していたり、転貸している場合の家賃への政務活動費の充当方法
⇒実務P331

- 政務活動事務所が後援会事務所と隣接したり、親族所有の建物の一部を賃貸するものである場合の「独立性」の考え方
⇒実務P327

事務費

会派(議員)が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

【主な使途】 事務用品、備品・消耗品購入費、備品維持費、備品等リース料、文書通信費

【留意点】

- ①自動車その他高額な備品の購入は、個人の資産形成とみなされるため充当できない。
→高額か否かは社会通念及び使用する政務活動に求められる機能によるが、高額な備品は原則としてリースによるべきである。
- ②備品については、残任期、耐用年数の勘案が必要。必要最小限の個数。
- ③「備品維持費」は、コピー機等の維持・修繕費などである。
- ④一度に多額の通信運搬費を要する場合は、その使途を明確にする必要がある。
→その使途に応じて、調査研究費、広聴広報費、会議費等に区分すべき(説明の整合性)。
- ⑤事務費の対象となる備品や事務用品は、用途が限定されるものは別として、汎用性が推定される。
→按分に留意。
- ⑥会派控室の管理運営に要する経費は、会派の性質上、基本的に政務活動費といえる。
→ただし、使用実態や具体の活動によっては、除外(按分)する必要がある。

【事例と考え方】

- 会派役員等の名刺代、挨拶状印刷代、会派懇親会に関する経費、冠婚葬祭に際して会派代表者等が支出する経費について、政務活動費を充当できるか？
⇒実務p220
- 会派が消滅した場合、会派交付の政務活動費で購入した備品は、議員個人に帰属させて良いか？あるいは市又は議長に返納させるべきか？
→消滅した会派の債権債務や資産は誰に帰属するか？
(会派は、権利能力なき社団だから～)
- パソコン等を購入する場合、同一種類の物品を複数購入し、政務活動費を充当することができるか？
⇒実務P340
- 備品が高額か否かの判断基準は何か。
⇒実務P338
- 自動車リース料に政務活動費を充当する場合の留意点
⇒実務P341
- COBID-19対策費用(体温計、アルコール等)への充当の可否

〈参考〉各種ポイント及び消費税還元ポイントの考え方

□ 民間企業が発行するポイントの取扱い

→「政務活動に伴い取得したポイントは、私的には利用せず、政務活動に利用する」との内規や「ポイントが付与され、かつ購入金額が1万円以上の場合、購入段階でポイント換算金額の控除を行う」との内規を持つ議会もあるが、その場合は、内規に従うことになる。

しかし、内規に何も定めていなければ...

※ポイントを使った場合→実費充当の原則(実際に支払った額で充当)

※ポイントを取得した場合→政務活動費を交付した自治体の負担ではなく、企業の負担による一種の条件付き値引き。→不当利得にはならないし、値引きはまだ実現していない(ポイントを確実に利用するとは限らない。)。→したがって、ポイント分を控除せず、実際に支払った額(実費)で充当してよい(判例)。

□ 消費税還元ポイントの取扱い

- ① ポイントの還元方法が、「即時充当」又は「即時還元」の場合は、還元後の額が実費といえる。したがって、額面額ではなく、領収書によって確認できる実支出額で充当するべきである。
- ② 口座からの「引落相殺」の場合は、通常の口座引き落としのときと同様、通帳その他引落額が分かる書類によって確認できる実引落額で充当するべきである。
- ③ 当該カード固有の「ポイント付与」(まだ事例はないようだが、「口座充当」の方法による場合も同じ。)の場合は、民間企業発酵ポイントと同様、不当利得とはならず、ポイントの経済的価値の現実化も不確実であることから、ポイント分を控除せず、額面の実支出額で充当してよい。

人件費

会派(議員)が行う活動を補助する職員に係る事務の遂行に要する経費

【主な使途】 給与、手当、社会保険料、賃金

【留意点】

- ①人件費は、対象の職員が政務活動の補助業務に従事することが雇用契約書上明記され、かつ、実際に従事している実態が重要である。
- ②したがって、雇用実態とともに雇用関係を証明できる書類(雇用契約書、労働条件通知書、就業規則、勤務実績表、給与支給明細等)の整備、保存等が必要。
- ③政務活動の補助業務以外の業務(事務)に従事している場合は按分を要するが、複数の補助職員の間で、政務活動専従と後援会事務等従事などの役割分担はあり得る。
- ④「社会保険料」には、健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険の各保険料の雇用主負担分が含まれる。
- ⑤会派雇用職員は政務活動専従と推定される。常勤職員と非常勤職員では専従性の認定に差がある。
- ⑥親族雇用と議員の関連会社の従業員の雇用は、慎重に行う必要がある。

【事例と考え方】

- 選挙期間中の人件費は、どのような点に注意したらよいのか。

⇒実務P363

- 議員の親族に対し、政務活動費から給与、報酬等を支払えるか。

⇒実務P357

※違法ではなく、本来は、否定されるべきことでもない(補助員としてふさわしい人材が親族からしか得られない場合も少なくない。)が、「お手盛り」の危険があるとの批判が根強い。

→確かに、その仕事の内容に照らして給与等が一般より高額であれば、お手盛りの可能性があるといえるが、判例で「お手盛り」が事実認定された事例は見当たらない。

→むしろ、親族雇用の場合、「雇用実態」の有無が不明確になりがちであることの方が問題といえる。

- 緊急事態宣言のため休業(自宅待機)中の政務活動補助員の社会保険料への充当の可否

→政務活動への従事実態があるか？

経費区分の考え方

Q 経費区分は絶対か？経費区分が誤っていたら？

【考え方】

- ① ある経費が複数の区分の経費の性質を併せ持つことがある。
- ② 基本的には、主要な部分にふさわしい区分で整理すればよい。したがって、区分は相対的であって、絶対的なものではない。
- ③ 何を主たる目的としてその活動を行うのか、何を主たる目的とした活動の経費なのか、実態を踏まえて区分する。
 - その政務活動と充当経費の「合理的関連性」の説明がより説得力を持つ。
- ④ 調査研究費の中の「消耗品費」と経費区分の「事務費」の違いは何か？
 - 調査研究活動用に特化した「消耗品」の購入費なら基本的に全額充当が可能。
 - 一方、一般的事務費で購入する場合は、汎用性が基本となるため按分を要する。
- ⑤ 「宛名ラベル」を広聴広報費から充当する場合と事務費から充当する場合
 - 数回に分けて、全て県政報告用に使用する場合の処理
- ⑥ 区分の変更・訂正は認められる。しかし、どの経費に区分するかで活動の趣旨が異なったものとして見えてしまう(一般的・外形的事実になる)ことがあるため、軽視はできない。

もし、住民訴訟を提起されたら...

- I 本来は、その支出が違法であることを原告側が立証するのが裁判の原則。
しかし、~~政務活動費に関しては、事実上立証責任が転換されているので注意。~~
⇒原告が「~~使途基準違反を推認させる一般的・外形的事実の存在を主張立証した場~~
合は、被告が適切な反証を行わなければ違法な支出と判断される。



客観的な立場の住民(裁判官)の目から見ても疑わしいと思える事実を指摘すること

- II 一審(地裁)における政務活動の内容説明と証拠の提出が極めて重要。
出せる証拠は初めに全て出す(後出しは信用力が弱くなる。)
→一審の事実認定を覆すのは困難であり、事実関係は二審までしか争えない。
- III 議員や会派ごとにバラバラに対応せず、議会として足並みを揃え、主張の整合性をとることが重要
- IV 訴訟結果の見通しも大事。頑張っても負けるものは負けます。
→敗訴額に応じて相手方から弁護士費用を追徴され、遅延利息も上乗せされる。
→報道は、訴訟提起の時と判決が出たとき。事実上の和解も選択肢となります。
- V しかし、おかしい判決と闘って逆転勝訴した事例もあります。